資料 5-3

指定管理者制度に関する指針の見直し

1　指定管理者制度とは

指定管理者制度は、公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられた制度である。（地方自治法第 244 条の 2）

2　公の施設とは

公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設」をいう。（地方自治法第 244 条第 1 項）

住民の利用に供するための施設

→公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない（試験研究所、庁舎等）。「利用」の形態は、一般使用であると、許可使用等であると問わない。

②美祢市の住民の利用に供するための施設

→市民の利用に全く供しないものは公の施設ではない（観光ホテル、物品陳列所等）。住民は住民全部を対象とするものでなくてもよい。

③住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設

→競輪場、競馬場（市の収益事業のための施設）、試験研究所など。

④市が設ける施設

→物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもの要素ではない。

⑤市が設けるもの

→①から④の要件を具備しても、国や県などが設置するものは公の施設ではない。

3　管理運営に必要な経費の取扱い

指定管理者制度を導入している施設の管理運営に必要な経費の調達区分は、次のとおり分類することができる。

	経費の調達区分	主な施設
①	利用料金収入など施設の収入で全額賄う 管理経費＝利用料金等	直売所みとう、農産物加工センター
②	利用料金収入等と市から支払われる指定管理料で賄う 管理経費＝利用料金等＋指定管理料	利用料金制度を適用している施設
③	市から支払われる指定管理料で賄う 管理経費＝指定管理料	使用料制度を適用している施設又は無料施設

指定管理者制度に関する指針の見直し＜指定管理料の積算方法＞

1　指定管理料の積算方法【指針ｐ８】

市は、指定期間中の指定管理業務に関わる全ての標準的な収入・支出を積算した上で、債務負担行為額（指定期間中の指定管理料の総額）を算定する。

人件費、販売費及び一般管理費、収入見込み、リスク分担等において算定方法の例示を示している。

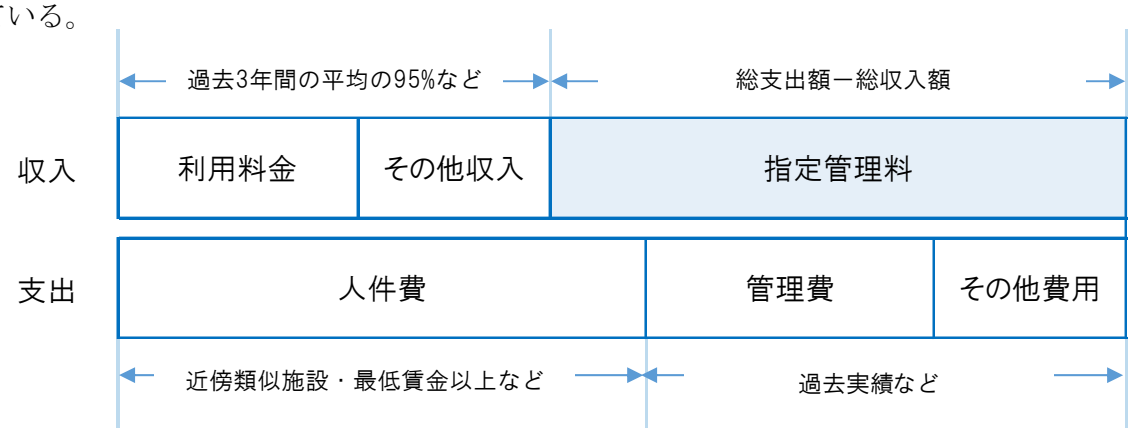

2　指定管理料の精算【指針ｐ26】

指定管理者に対し、収益の拡大やコストの削減に向けた自主的・主体的な取組へのインセンティブを確保するため、①業務不履行、②指定経費、③過大な利益を除き、原則として指定管理料の精算は行わない。

■当初契約時

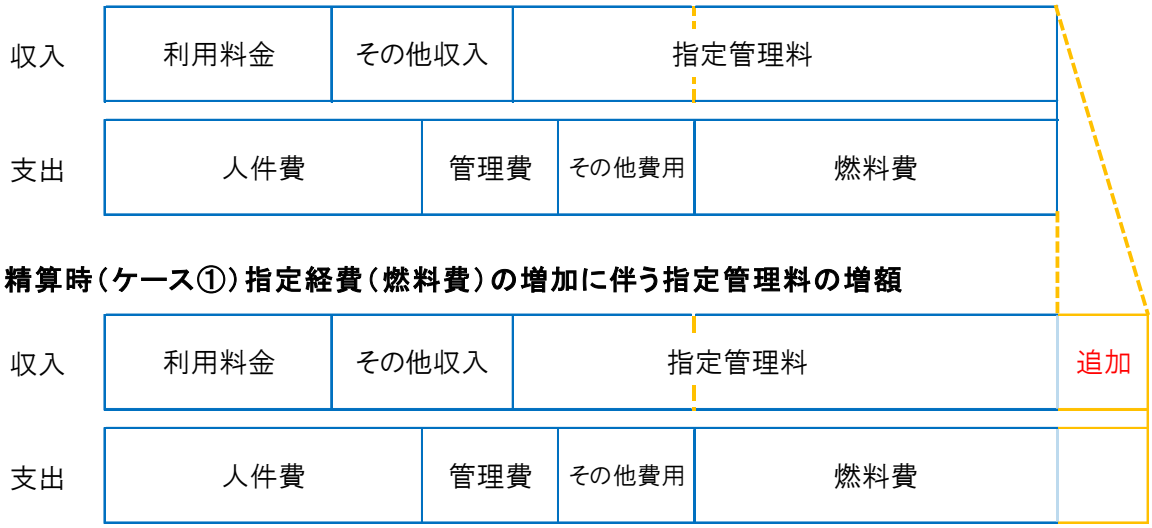

■精算時（ケース①）指定経費（燃料費）の増加に伴う指定管理料の増額

■精算時（ケース②）指定経費（燃料費）の減額に伴う指定管理料の減額

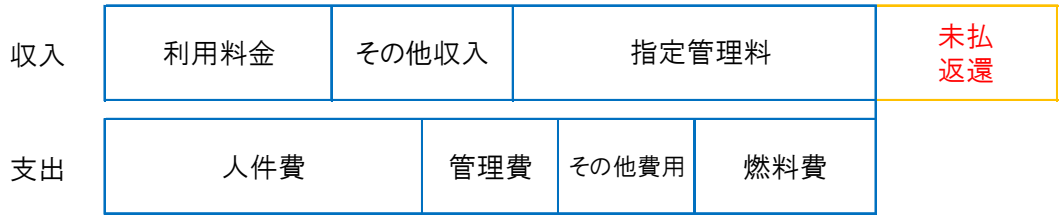

※精算の結果、指定経費（燃料費、工事請負費等）については、過不足額が生じた場合は、実績払（追加又は返還）となる。

■当初契約時

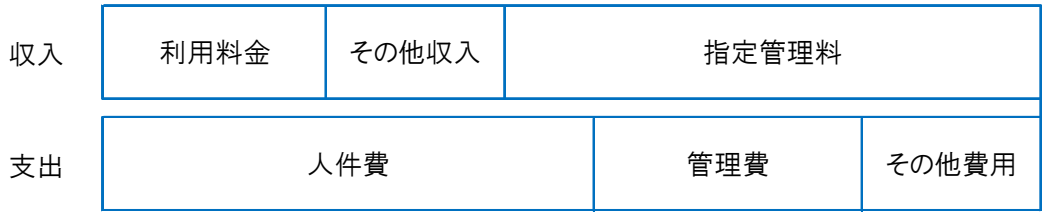

■精算時（ケース①）利益の算出に伴う一部納付

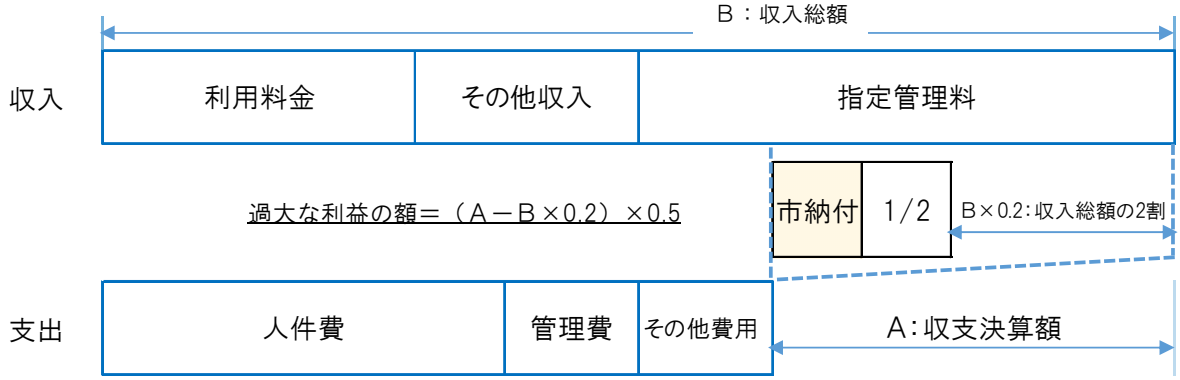

※精算の結果、利用料金収入等の増加やコストの削減により、余剰（A）が出た場合は、収入総額（B）の20%を超える額の2分の1に相当する額を市に納入する。

■精算時（ケース②）赤字における対応

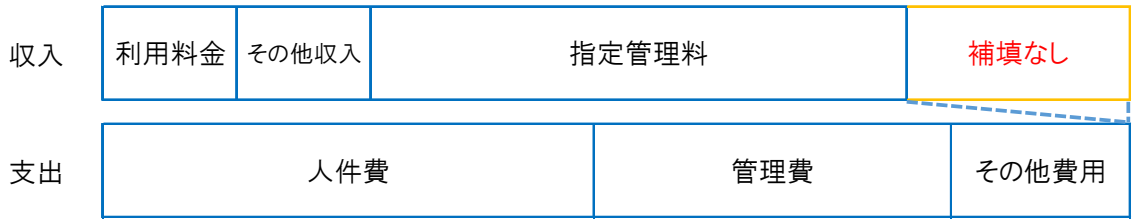

※精算の結果、利用料金収入等の減少やコストの増加などで、収支に不足が生じても、指定管理料の補填は行わない。

3　第三セクターに対する議会の監査請求に基づく監査結果（抜粋）

(4)　財政支援の考え方について

収益性の大きい道の駅おふくの指定管理料については、市が負担すべき経費を特定し算出することが望ましく、収入で補えない経費をその根拠とし指定管理料を算出している現在の方法においては、事業年度末に黒字が生じる場合、何らかの形で指定管理料を精算することが必要である。

財政的関与については、国の指針に示されているとおり、その性質上第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、第三セクターが能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とされるべきであり、第三セクター等の自立的な経営努力を促す面からも、財政支援は必要最小限の関与にとどめるべきであるから、指定管理に係る基本協定、年度協定の検討と併せて、各法人の経営状況を踏まえ、指定管理料の算出根拠等を含めた財政支援のあり方について再検討をすること。

指定管理者制度に関する指針の見直し＜応募資格に掲げる市内事業の要件＞

1　指針に定める要件　【指針ｐ10】

法人その他団体であること。（個人は不可）（地方自治法第 244 条の 2）

市の要件として、税金の滞納がないことなど９項目を設定
⑨市内に事業所（本社又は協定書の締結権限を有する営業所等をいう。）を置く団体であること。

2　市内要件の目的

本市の地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成
（美祢市地元企業優先発注等に係る実施方針）

3　県・市の状況

(1)　団体の住所要件に市内要件を付している自治体

山口市･萩市･美祢市	○山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条で、市内に事務所又は事業所等を有する法人その他の団体と規定

(2)　事業所の住所要件を任意としている自治体

山口県・下関市ほか 9 市	○応募者の資格要件は、以下を参考に、各施設の性格、規模、機能等を勘案して設定すること。 ・事業所の所在地に関する事項（市内に拠点を置いている又は置こうとする法人その他の団体であること。）

4　行政改革大綱実施計画

項目	63　温水プールの管理運営方法の検討
現状と課題	市が運営しているが、専門的な指導員が不足している。
取組内容	温水プールの管理運営方法について、指定管理制度を含めた検討を行う。

5　問題提起

指定管理者制度の導入を検討するに当たり、指定管理者候補者と想定される団体が市内に存在しない。
温水プールは、屋外プールで夏季のみ営業されるプールと違い、年間を通じての営業かつ水泳教室の運営が必須の施設である。

公の施設 施設概要

令和2年7月

施設名	道の駅おふく		
住所	美祢市於福町上4383-1		
設置目的	農林水産物の展示販売とこれらの産物を活用した郷土料理の提供、観光・イベント情報の受発信、更に温泉を利用して市民の健康増進を図るとともに、特産品の振興及び雇用の場の確保を図り、もって地域産業の振興に寄与する。		
設置時期	平成10年4月		
業務	農林水産物等の展示販売並びに特産品の開発、加工及び販売 地域食材等を活用した郷土料理の研究及び提供 地域情報、観光情報の受発信及び各種イベントの企画構成 温泉の利用による健康増進と交流の促進 道の駅おふくの維持管理		
指定期間	令和元年4月1日～令和4年3月31日		
	H29年度	H30年度	R元年度
利用者数（人）	**369,422**	**431,060**	**366,582**
	H29年度	H30年度	R元年度
歳入合計(円)	**203,281,063**	**257,824,325**	**238,664,543**
事業その他収入	182,467,000	233,163,000	221,153,000
指定管理料収入	20,814,063	24,661,325	17,511,543
歳出合計(円)	**197,557,000**	**247,197,000**	**231,355,000**
収支(円)	**5,724,063**	**10,627,325**	**7,309,543**
敷地面積	7,375.65㎡		
建物面積	1,627.80㎡		
施設の構造	鉄骨造平屋建等		

参考値

指定管理料年度協定額（円）	**19,636,364**	**18,136,364**	**17,172,000**
うち指定経費（燃料費）	15,120,000	15,120,000	16,459,000
指定管理料支払額（円）	**20,814,063**	**24,661,325**	**17,511,543**
うち指定経費（燃料費）	16,297,699	21,644,961	16,798,543

公の施設 施設概要

令和2年7月

施設名	美祢市温水プール		
住所	美祢市伊佐町伊佐3810		
設置目的	市民の健康の増進と体育の振興並びにスポーツ及び文化の向上を図る		
設置時期	平成5年		
業務	水泳教室の運営 水泳大会等の開催に係る支援 施設の維持管理		
主な設備	1階　25mプール（7コース）：公認プール 幼児プール トレーニングルーム、サウナ室、控室 2階　ギャラリー、会議室		
使用料 （市民以外は1.5倍の額）	個人使用　500円／回 専用使用　4,590円／時間 回数券　2,500円／6回		
利用者数（人）	H29年度	H30年度	R元年度
プール利用者	**25,905**	**25,878**	**23,260**
個人使用(市内)	5,549	5,191	4,585
個人使用(市外)	1,844	1,844	2,187
水泳教室	15,978	16,507	14,962
専用使用	2,534	2,336	1,526
トレーニングルーム	**1,477**	**1,471**	**1,428**
決算額（円）	H29年度	H30年度	R元年度
歳入合計	**15,237,661**	**15,514,629**	**13,700,274**
使用料	3,281,545	3,302,535	3,198,774
その他	11,956,116	12,212,094	10,501,500
歳出合計	**41,837,518**	**44,096,777**	**41,782,653**
事業費	15,212,557	17,261,125	14,925,015
人件費相当	26,624,961	26,835,652	26,857,638
収支	**△ 26,599,857**	**△ 28,582,148**	**△ 28,082,379**
建物面積	1,885.15㎡		
施設の構造	鉄骨造2階建		